

共済貯金規定

1. この貯金は共済掛金に充当する準備の貯金であって、共済掛金に振替える外は払戻しいたしません。
2. 共済掛金払込みの契約期日が到来したときは、別途にご承認を求めることなく、預り金総額中から自動的に当該掛金に振替えます。
3. この貯金の利息は、当組合所定の期日に所定の利率で計算し、元金に繰入れます。
(以下、普通貯金規定に準ずる。)

以 上
(2021年4月1日現在)